

奈良県告示第四百二十二号

次に掲げる印は、平成二十七年二月十五日限り廃止する。

一 昭和四十五年十二月奈良県告示第三百八十七号で告示した奈良県桜井保健所印及び奈良県桜井保健所長印

二 平成二年三月奈良県告示第六百七十八号で告示した奈良県葛城保健所長印

平成二十七年二月三日

奈良県知事 荒井正吾